五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「常磐共同ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十一月二日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「常磐共同ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十一月二日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名
（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

常磐共同ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 18 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年９月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社プラコム　林　　良一　広島県広島市安佐北区上深川町448　国土交通大臣許可（般―19）第19979号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年８月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 18 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年９月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住協ウインテック株式会社　境　　眞介　岡山県岡山市北区大内田763―２　国土交通大臣許可（般―20）第20174号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、塗装工事業、熱絶縁工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第５８４号
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷57番地
申立人　北浦　昌次
本籍和歌山県伊都郡九度山町大字北又137番地、最後の住所和歌山県橋本市柱本22番地　リハビリ橋本、死亡の場所和歌山県橋本市、死亡年月日平成21年４月29日、出生の場所和歌山県伊都郡河根村大字北又137番地、出生年月日昭和23年１月１日、職業無職
被相続人　亡　吉岡　功一
事務所和歌山県橋本市東家５丁目３番12号
相続財産管理人　司法書士　西岡　正圭
和歌山家庭裁判所

平成２２年（家）第２１７号
岡山県倉敷市玉島長尾1703番地
申立人　岡田　俊明
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所岡山県小田郡矢掛町、死亡年月日昭和43年６月７日、出生の場所岡山県浅口郡長尾町、出生年月日大正12年３月31日、職業不詳
被相続人　亡　岡田クマヱ
岡山県倉敷市玉島長尾1703番地
相続財産管理人　岡田　俊明
岡山家庭裁判所玉島出張所

平成２２年（家）第６１５号
福岡県福岡市博多区東公園７番７号
申立人　福岡県
本籍福岡県仲津郡伊良原村上伊良原169番地、最後の住所不明、死亡の場所福岡県築上郡上城井村、死亡年月日昭和12年１月３日、出生の場所不明、出生年月日慶應２年８月５日、職業不明
被相続人　亡　原田冨太郎
福岡県行橋市大橋２丁目５番15号
相続財産管理人　司法書士　國永　修一
福岡家庭裁判所行橋支部

平成２２年（家）第７２９号
福岡市中央区天神２丁目13番１号
申立人　ふくおか債権回収株式会社
本籍熊本市二本木１丁目１番、最後の住所熊本市八景水谷２丁目８番９号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成22年１月30日、出生の場所熊本市、出生年月日昭和37年６月16日、職業会社役員
被相続人　亡　守　　浩亮
事務所熊本市新屋敷１丁目14番26号　森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　　徳和
熊本家庭裁判所

平成２２年（家）第１６８９号
札幌市中央区南二条西22丁目１番６号
申立人　塚田　厚子
本籍北海道札幌市中央区宮の森２条９丁目４番、最後の住所札幌市中央区宮の森２条９丁目４番１号、死亡の場所札幌市中央区、死亡年月日平成22年７月12日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和22年12月12日、職業無職
被相続人　亡　井手　マリ
事務所札幌市中央区大通西10丁目ＮＹビル３階　磯田丈弘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯田　丈弘
札幌家庭裁判所